

豊橋市自転車活用推進委員会の運営について(案)

(平成24年 月 日決定)

1 趣旨

豊橋市自転車活用推進委員会設置要綱第10条の規定に基づき、豊橋市自転車活用推進計画（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

2 委員会の公開

(1) 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、委員会において会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

ア 豊橋市情報公開条例(平成8年3月29日条例第2号)第6条第1項各号に該当する情報が含まれる事項について会議を行なうとき。

イ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないおそれがあると認められるとき。

(2) 会議の傍聴に関する手続は別に定める。